

第4章 より深く より広く —知識・常識・見識を磨く

第1節 【教材4-1】

—『児童（子ども）の権利に関する条約』を考える

今、子どもたちの人権は？ 日本の子どもたち

◇深刻化する幼児虐待

- ・「お仕置きの名でリンチ」…トイレトーパー散らかした男児（5才）に腹立てた父母…傷害致死で逮捕（平成10年10月）
- ・「ホチキスで傷口止める」父（31才）小一をせっかん…障害容疑で逮捕（平成12年2月）
- ・「親子の心のケアを強化—厚生省方針」『虐待防止ネットワークづくり—長野県』—「あんたなんか死んでしまえ／子どもを叩かなくなる方法教えて」…母の悩み…「悩まず相談を」「周囲の知恵と力で虐待を防げ」…（平成12年2月）

◇子どもに関する課題として、子どもたちの間のいじめは依然として憂慮すべき状況にあるほか、教師による児童生徒への体罰も後を断たない。また、親による子どもへの虐待なども深刻化しつつある。（人権擁護推進審議会「教育・啓発に関する答申」平成11年7月29日 4頁）

世界の子どもたち

☆ぼくは毎日通りで車の窓ガラスをふいて働いているんだ。あんまりかせぎは多くないからおなかいっぱい食べられない日も多いよ。ともだちの中には帰る家もなくて、路上で生活している子もいる。ぼくはお金を貯めていつか学校へ行きたいと思っているんだ。（南アメリカ）

☆私の国では、たくさんの民族が仲良く暮らしていたのに、内戦が起こってしまって、民族が憎み合っているの。私のお父さんも戦争で死んでしまった。人が殺されるところを見たこともあるわ。今でも毎晩恐ろしい夢を見るの。（ヨーロッパ）

☆私は毎日家族のために水くみをしているの。水くみ場まで6キロも歩くのよ。1日に2～3回は行くわ。水はとっても重いし、時間がないから学校にも行けないの。でも、家族は畑仕事に忙しいから、みんながそれぞれの仕事をするのは当たり前だわ。（アフリカ）

☆ぼくの両親はエイズという病気で死んでしまったんだ。この国はぼくみたいな子がたくさんいるんだよ。おばあさんがぼくや弟、妹の世話をしてくれているけど、食べていけないから、ぼくは、学校をやめて働き出したんだ。あんまりかせげないけど、いつか学校にもどりたいな。（アフリカ）

[ユニセフと世界のともだち 日本ユニセフ協会発行より一部引用]

学習のねらい

「児童（子ども）の権利に関する条約」の条文を、英語に書かれたものや、やさしく要約されたもの（巻末資料参照）を読み、自分自身の生き方を振り返ったり、地球上には、その権利を剝奪されたり、保障されていない多くの同年代の仲間がいることに気づかせる。

準備

「児童（子ども）の権利に関する条約カード」インターネット（<http://www.unicef.or.jp>）から

展開例

- (フ) 全文を扱うことが困難な場合は、生徒に関係が深いものや、関心の持てるものを取りだして学習させる。
- (イ) 英文を訳したり、カードにして類似しているものをグループ分けする学習活動も取りいれたい。

1 アイスブレイキングしながら、3～4人1組のグループを作り、リーダーも決めておく。（権利について意識できる話題を入れる）

2 「権利」とはどのようなものかについて、教師が、身近な具体例で説明する。

【カードゲーム－A】

ア 「児童（子ども）の権利に関する条約」の中で、自分たちにとってどの条文が特に重要と考えるか、6つを選ぶ。それを、最重要(1)・重要(2)・やや重要(3)にランクをつける。ただし、決定は合議で行うこと。

イ 各グループのリーダーがランクをつけた理由を発表し、話し合う。

【カードゲーム－B】

ア 前ページの「今、子どもたちの人権は？（日本）」「世界の子どもたち」や、身近な生活の中で起きている人権に関する気になる事例（「私のところにきた手紙を母親が見てしまう」など）から、1つ興味のある事例を選ぶ。

イ 「児童（子ども）の権利に関する条約」カードの中で、選んだ気になる事例と関連があると考えた条約カードをいくつか選び出す。

ウ 各グループのリーダーは、選んだ事例、選んだ条文カード、その条文を選んだ理由などを発表し、話し合う。

3 「児童（子ども）の権利に関する条約」とはどのようなことを守ろうとしている条約か、考えたことや感じたことを話し合う。

④ 発 展


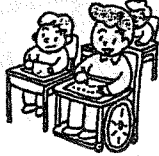













他の人権問題についての条約などについても調べさせる。インターネットなども活用することによって、意欲的な取り組みが可能となる。



「子どもの権利条約」カード① (数字は〇条を表す)

<p>2 どんないじめも差別も許せない！国や肌の色が違って、男も女もみんな同じ人間。平等だ。</p> 	<p>3 子どもにとって一番いいこと、一番の幸せをね！</p> 	<p>4 国がしなきゃいけないこと果たしてね。</p> 	<p>5 子どもの一番の幸せを考えてくれる親</p> 
<p>6 だれにでもある生きる権利。みんな生きたい！大きくなりたい！</p> 	<p>7 生まれたらだれにでも名前や国籍がある。 the right to a name and nationality</p> 	<p>8 世界中でたった一人の自分らしさを大切に！私は私。</p> 	<p>9 父と母と暮らしたい。離ればなれになっても会えるよ。 the right to live with their parents</p> 
<p>12 言いたいこと言わせて！自分の意見や考えを言う権利があるんだ。</p> 	<p>13 自由に自分を表現できる！でも、人に迷惑をかけるはいけないよ。</p> 	<p>14 思うこと、信じること、心は自由なんだ！ the right to think freely</p> 	<p>15 仲間どうして集まる権利があるよ。</p> 
<p>16 知られたくないことある。秘密や名誉は守られる！ the right to have privacy</p> 	<p>17 もっと知りたい！いろんなこと。情報を知る権利がある。でも有害な情報からは守られる。the right to know all facts</p> 	<p>18 父も母も子どもを育てる責任は同じ。国もそれを助けて！</p> 	<p>19 親は子どもを大事に育てて！痛いめ・ひどいめにあわさないで！</p> 

「子どもの権利条約」カード②

<p>22 戦争や難民になって自分の国にいらなくなった子どもは守られる。</p> 	<p>23 「障害」をもった子どももみんな仲間として共に生きていこう。社会に出ていけるよ。</p> 	<p>24 病気になったら元気になるまでキチンと診てね。健康に生きる権利があるよ。</p> <p>the right to keep their health</p> 	<p>26 苦しい生活でも安心できるよう、国の助けを！社会保障を受けられるよ。</p> 
<p>27 人間らしい生活、暮らしやすい生活を！</p> 	<p>28 みんな学びたい！学校で楽しく勉強したい！</p> <p>the right to study or learn</p> 	<p>29 一人ひとりが大切にされ伸ばされる教育を！</p> 	<p>30 いろんな文化を認め、ちがいが豊かさになるように！</p> 
<p>31 もっと遊びたい、休みたい！スポーツや芸術ができるよ。</p> <p>the right to rest or leisure</p> 	<p>32 子どもの成長を妨げるような仕事はさせられない。</p> 	<p>34 性的いやがらせや、買春の相手にさせないで！</p> 	<p>36 子どもにとって良くないことはすべて禁止！</p> 
<p>38 戦争に巻き込まないで！</p> 	<p>39 体や心にキズを食った子どもを守って！</p> 	<p>1 18歳までは子どもだよ</p> 	

(イラストは「子どもの権利条約カードブック」日本ユニセフ協会より)
[わたし出会い発見 Part 2 前出 P.286—287に英文を加えて作成]

◇教材の解説

「児童（子ども）の権利に関する条約」は、1989年11月、国連総会において全会一致で採択されました。子どもの権利の国際的保障にとって、記念すべき出来事でありました。

ともすれば「おとなの人権」が強調されてきていましたが、この条約の採択によって、子どもの権利擁護活動にとって、依拠すべき大切な基準を示すものとなったのでした。日本は、1994年5月に世界で158番目にこの条約を批准しました。1999年3月現在199か国がこの条約を締結しています。この「児童（子ども）の権利に関する条約」は、「a 生きる権利 b 育つ権利 c 守られる権利 d 参加する権利」の4点に分類されています。

世界に目をやる時、エイズや児童労働、武力紛争や内戦など、子どもたちの生きる権利が危うい出来事が多発しています。

日本でも、幼児の虐待など、子どもの人権をめぐる深刻な状況も生じています。

そのようななかで、自己の確立を目指す高校生が、身近で具体的な事例に引き付けて、この条約の精神を学び合うことは、重要なことです。また、同時に、子どもたち自身がさまざまな権利を行使できるように、援助していくことも求められています。

◇留意点

ア 国連が中心となって作成した人権関係諸条約や、国際年などとの関連も持たせながら学習を組み立てたい。

イ 子どもたちが直面している、さまざまな人権に関わる問題と関連づけて、身近なものとなるよう工夫する。

◇発展資料（問い合わせ先等）

日本ユニセフ協会 〒163-8688 新宿区大京町31-10

ホームページ <http://www.unicef.or.jp>

◇参考文献・資料

(ア) 『チルドレンズ・ライツーいま世界の子どもたちは』 日本評論社

(イ) 『ユニセフと世界のともだち』 日本ユニセフ協会

(ウ) 『世界子供白書』 日本ユニセフ協会